

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早島町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岡山県早島町長

## 公表日

令和8年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、資格管理、保険給付の支給に関する事務を行う。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等に関する事務 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払に関する事務</p> <p>主務省令第2条の表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>
③システムの名称	<p>①国民健康保険システム(給付) ②国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム) ③滞納管理システム ④国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。) ⑤宛名統合管理システム ⑥中間サーバー ⑦医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<p>①国民健康保険税賦課ファイル ②国民健康保険資格ファイル ③国保総合ファイル ④国民健康保険収滞納ファイル ⑤国保負担区分ファイル ⑥資格情報(個人)ファイル ⑦資格情報(世帯)ファイル ⑧世帯所得区分情報ファイル</p>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表44項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】1,2,3,5,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,115,125,126,131,137,141,145,158項 【情報紹介】69,70,71,160項</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 町民課
②所属長の役職名	住民福祉部 町民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	早島町 企画総務部 総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	早島町 企画総務部 総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守しているため	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	早島町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。  また、以下を徹底する運用としている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底する。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。  これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、収納消込システム、国保総合システム、宛名統合管理システム、中間サーバー	国民健康保険システム(賦課・給付)、収納消込システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」とい。)、宛名統合管理システム、中間サーバー	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改正により、情報連携するシステムが追加されるため。 システムの名称を統一するため。
令和1年6月26日	新様式への変更			事前	
令和2年11月27日	I-1 ②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ③被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p>	事後	国民健康保険制度改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-1 ②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>③被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p>	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>③被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年11月27日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム(賦課・給付)、収納消込システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下国保総合(国保集約)システムという。)、宛名統合管理システム、中間サーバー	国民健康保険システム(賦課・給付)、収納消込システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下国保総合(国保集約)システムという。)、宛名統合管理システム、中間サーバー、医療保険者向け中間サーバー等	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年11月27日	I-2.特定個人情報ファイル名	国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国保総合ファイル、国民健康保険収納滞納ファイル	国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国保総合ファイル、国民健康保険収納滞納ファイル、国保負担区分ファイル、資格情報(個人)ファイル、資格情報(世帯)ファイル、世帯所得区分情報ファイル	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年11月27日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-4 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,43,46 58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,43,46 58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,8,10-2,11-2,12- 3,15,19,20,22-2,24-2,25,33,43,44,46,49,53,55- 2,59-3条 【情報照会】20,25,26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和3年8月6日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年8月6日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月27日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年8月6日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月27日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月31日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム(賦課・給付)、収納消込システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下国保総合(国保集約)システムという。)、宛名統合管理システム、中間サーバー、医療保険者向け中間サーバー等	国民健康保険システム(給付)、国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム)、収納消込システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下国保総合(国保集約)システムという。)、宛名統合管理システム、中間サーバー、医療保険者向け中間サーバー等	事前	市町村事務処理標準システムを導入し、稼働したことによるもの
令和4年10月31日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和4年10月31日 時点	事前	
令和4年10月31日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和4年10月31日 時点	事前	
令和8年3月25日	I-1 ②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>③被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>	<p>国民健康保険法に基づき、資格管理、保険給付の支給に関する事務を行う。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等に関する事務</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払に関する事務</p> <p>主務省令表第2条の表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務</p> <p>④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>	事後	法改正に伴う変更及び様式変更に伴う記載の変更
令和8年3月25日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム(給付)、国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム)、収納消込システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)、宛名統合管理システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	<p>①国民健康保険システム(給付)</p> <p>②国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム)</p> <p>③滞納管理システム</p> <p>④国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)</p> <p>⑤宛名統合管理システム</p> <p>⑥中間サーバー</p> <p>⑦医療保険者等向け中間サーバー等</p>	事後	様式変更に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	I-2 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国保総合ファイル、国民健康保険収滞納ファイル、国保負担区分ファイル、資格情報(個人)ファイル、資格情報(世帯)ファイル、世帯所得区分情報ファイル	①国民健康保険税賦課ファイル ②国民健康保険資格ファイル ③国保総合ファイル ④国民健康保険収滞納ファイル ⑤国保負担区分ファイル ⑥資格情報(個人)ファイル ⑦資格情報(世帯)ファイル ⑧世帯所得区分情報ファイル	事後	様式変更に伴う記載の変更
令和8年3月25日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表44の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	法改正に伴う変更
令和8年3月25日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,43,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,8,10-2,11-2,12-3,15,19,20,22-2,24-2,25,33,43,44,46,49,53,55-2,59-3条 【情報照会】20,25,26条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 1,2,3,5,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,115,125,126,131,137,141,145,158項 【情報紹介】69,70,71,160項  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う変更
令和8年3月25日	I-5 ①部署	町民課	住民福祉部 町民課	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	I-5 ②所属長の役職名	町民課長	住民福祉部 町民課長	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	I-7 請求先	早島町 総務課	早島町 企画総務部 総務課	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	I-8 連絡先	早島町 総務課	早島町 企画総務部 総務課	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	令和8年2月27日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	Ⅱ-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	令和8年2月27日 時点	事前	
令和8年3月25日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事前	様式変更に伴う変更
令和8年3月25日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し ているため	事前	様式変更に伴う変更
令和8年3月25日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと 考えられる対策 最も優先度が高いと考えら れる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事前	様式変更に伴う変更
令和8年3月25日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと 考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	様式変更に伴う変更
令和8年3月25日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと 考えられる対策 判断の根拠		早島町情報セキュリティポリシー及び特定個人 情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を 防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全 管理措置等を講じるとともに、特定個人情報フ ァイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備 え、バックアップを保管している。	事前	様式変更に伴う変更